

< 人材開発支援助成金 > (教育訓練休暇等付与コース)

雇用する労働者に対して教育訓練休暇制度を導入し、労働者が実際に教育訓練休暇を取得した場合に助成

※ () は賃金要件 又は 資格等手当要件を満たす場合上乗せ支給

内 容		助 成 額		
		賃金助成 (1人1時間当たり)		導入助成
支給対象となる訓練等		中小企業	大企業	
教育訓練休暇等付与コース				
(1) ~ (3) の 制度を導入し、 労働者がその休 暇を取得して訓 練を受けた場合 に助成	(1) 教育訓練休暇 制度 3年間に5日以上 の教育訓練休暇 制度を導入する 場合	—	—	30万円 (6万円)
	(2) 長期教育訓練 休暇制度 30日以上 の長期教育訓練 休暇制度を導入 する場合	960円 —	760円 (200円)	20万円 (4万円)
	(3) 教育訓練短時間 勤務等制度 30回以上の所定 労働時間の短縮 および所定外労働 時間の免除が可 能な制度を導入 する場合	—	—	20万円 (4万円)

パンフレット・申請様式・チェックリスト・提出先

パンフレット・申請様式・チェックリスト	問い合わせ・提出先
<p>人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）についての詳細は こちら をご覧ください。</p> <p>(人材開発支援助成金各コースのページにリンクされます)</p> <p>※ 支給申請様式は訓練実施計画届、制度導入・適用計画届を提出した年度の様式をお使いください。</p>	<p>山形労働局 助成金センター TEL:023-666-3614</p>